

生かそう憲法
守ろう 9 条
11/3 憲法集会
in 京都
円山音楽堂
13:30 開会

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第 238 号
2024 年 10 月 1 日 (火)
発行責任者 稲村
編集責任者 西浦
連絡先 075-811-6770

傷病手当の手続きもしてくれない。

相談事例①(女性 20 代・営業・正職員 1 年)

＊母親からの相談

色々な店舗に出向き、コーナーを使って保険を勧めている。店長から「さぼっている」などの悪口を陰で言われて夜眠れず、吐き気、食欲がなくなった。休憩も取らずに働かされ帰るにも 11 時ごろ。病院に行き、適応障害と鬱で 1 ヶ月休業した。傷病手当の手続きも会社はしてくれないばかりか、面談で「他店舗への異動が出来なければ辞める」と言ったことを持ち出し真面目にやってくれない。



(アドバイス)

パワハラを証明する証拠

がないと認定するのは難しいですが、労働安全衛生の観点から見れば会社の対応に問題があります。また、傷病手当の手続きは会社がすべきです。本人が辛くて会社に連絡出来ない場合は家族が代わって会社に連絡して、病気が回復するまで休業することと傷病手当の手続きをしてもらうように要請してください。

退職後のことについて

相談事例②(女性 50 代・製造業・パート 12 年)

私病で 2 ヶ月以上の休暇取得なので 10 月 15 日に解雇と言われた。それはしかたないようですが、傷病手当金の事を言ったら、総務から 3 枚の書類をポンと送って来ただけで、後どうしたらいいですか？それとハローワークでもらえ

るお金はありますか？それはどうしたらいいか？

(アドバイス)

傷病手当金は申請書を自分が書くところをまず書いて、医師にもっていき、会社に回す。会社から必要事項を記入し健康保険協会で手続きし、支給される。1 年半まで医師が認めれば傷病手当金は解雇されても出ます。一方、退職するとき、会社に離職票をもらっておくこと。病気が治り傷病手当金が切れないと職を捜せないで雇用保険の失業給付も受けられない。一応、退職時にハローワークに一報入れておいた方がいい。退職後は息子さんの社会保険の扶養家族に入れてもらった方がいいみたいです。配偶者不在なら国保に入ると、今まで働いているから高い保険料になる。

65 歳を超えて働いているが

相談事例③(男性 60 代・運送業・契約 32 年)

60 歳まで正社員で定年退職して退職金も受領。ユニオンショップ制の組合がある。65 歳までは嘱託でトラックに乗っていた。それから先は半年ごとの契約で、構内作業で、「70 歳を上限として、更新することがある」と言う契約。「2025 年 3 月 31 までの契約で終わりです」ということを、課長が言ってきた。いやがらせとか、不当労働行為性はない。類似労働者はいない。みな 65 歳までで辞



めている。障がい者の人だけが 70 歳まで働いた例はあったが。年休 40 日近くある。大手企業系の会社。

(アドバイス)

一人でも入れる労組に加入し、団交で要求したり、裁判しても 70 歳まで働く事を獲得する道は難しそうだ。(本人もそこまでする気はない)せいぜい年休は全部消化し、最後離職票もらって、ハローワークで雇用保険の失業給付を忘れず受け取って下さい。

正規になった途端に解雇

相談事例④(女性 20 代・訪問介護・正規 3 カ月)

最初はパートで働いていたが事業所の母体となっている建設会社の社長と面談して 9 月から正規になったが、雇用契約書もない。その後、職場のストレスもあり帰宅後吐血した。上司に報告すると態度が急にきつくなり「貴方のせいで体重が減った。睡眠時間が減った」などパワハラまがいの事を言われ、解雇を言われた。解雇理由は営業活動の記録がないから仕事をしているとは認めがたいという理不尽な内容。話し合いは物別れに終わったが上司は辞めてもらおうと強調。研修も体調不良で行けなかったのも影響しているかも知れない。診療内科を通院している。求人票には 25~40 万と書かれていたが実際は 20 万円しかもらっていない。

(アドバイス)

この理由で一方向的に解雇するのは法律違反です。解雇理由も合理的な内容とは言えません。1 か月前に通告するか 1 ケ月分の給与が必要です。撤回させるためには、裁判か労働

局個別労使紛争あっせん、労働組合加入などが考えられます。明日通院するのならば、診断書を出して休み、傷病手当の申請をして下さい。

働きやすい職場にするには

相談事例⑤(女性 30 代・福祉・正規 4 年)

職員の定着が悪く、所長からは立て直してほしいと言われたが、所長のルーズさが目立ち、現場にも入らず状況も把握していない。マルチタスクで業務過多、そのことを訴えると異動するか？と言われた。残業しても全額が支払われないシタイムカードを押してから残業する人も多い。仕事の優先順位が整理できていない。今度理事長と懇談があるが何を訴えたら良いのか？



(アドバイス)

福祉制度自体の制度改善と職場内での改善課題を整理して考えることが大切です。まずは、職場内で同僚と問題意識を共有し、組合加入につなげることを検討してください。理事長との懇談では、職員の処遇改善と定着を訴えたらどうでしょうか？その状況も含めて再度会いましょう。⇒その場で福祉保育労の加入

9 月の相談内容の特徴

相談件数(新規)は 12 件で
累計 19468 件でした。

- ・相談の契機は団体・知人 4、ホームページ 3、看板 1、不明 4。
- ・性別は男性 7、女性 5。
- ・相談内容は、解雇・雇止め 4、パワハラ 2、労働時間・休暇 2、賃金残業代未払 1、労働条件切り下げ 1、労災・職業病 1、その他 1
- ・組合加入は福祉保育労で 1 人